

役員・評議員・評議員選任解任委員会委員 報酬及び旅費規程

報酬について

- 第1条 定款第8条、第22条、評議員選任・解任委員会運営規則第5条により、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬は理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席について、一日あたり11,137円とし、このための交通費については、自宅住所地を基点とし最短の公共交通機関の順路により計算する。
- 第2条 事業団の用務で出張するときは、別表（1）により支給するものとする。また、出張区域の制限は定めない。
- 第3条 第2条に伴う旅費は自宅所在地を基点として最短の順路により計算する。
ただし、特殊の事情がある場合で理事長の承認を得たときは、この限りでない。
- 第4条 宿泊料は宿泊した度数により、日当は出張日数により計算する。
- 第5条 特定の任務を帯びて長期出張する場合で、理事長の承認を得たときは、規程によらず旅費を支給する。
- 第6条 出張中に天災地変または交通事故などにより予定日数を超過したときは、その間の日当、宿泊料を支給する。
- 第7条 本規程は東海テレビ放送株式会社及び関係会社に在職する役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員については適用しない。
- 第8条 本規定は必要に応じて改定する。

| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 附則 | 昭和54年 | 6月20日 | 施行 |
| | 昭和60年 | 8月1日 | 改訂 |
| | 平成17年 | 5月31日 | 改訂 |
| | 平成25年 | 3月1日 | 改訂 |
| | 平成28年 | 12月7日 | 改訂 |